

さいたま市告示第 1 1 7 8 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及びさいたま市市税条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 6 7 号）第 7 条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市長が保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付する。

令和 8 年 7 月 1 4 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 送達をすべき書類を特定するために必要な情報

福生国第 2 6 6 2 号

2 送達を受ける者の氏名

別紙のとおり

3 その他

地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示をした日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

区役所保険年金課 国保係（市外局番は全て 0 4 8）

西区役所	〒 3 3 1 - 8 5 8 7	西区西大宮 3 - 4 - 2	TEL. 6 2 0 - 2 6 7 3
北区役所	〒 3 3 1 - 8 5 8 6	北区宮原町 1 - 8 5 2 - 1	TEL. 6 6 9 - 6 0 7 3
大宮区役所	〒 3 3 0 - 8 5 0 1	大宮区吉敷町 1 - 1 2 4 - 1	TEL. 6 4 6 - 3 0 7 3
見沼区役所	〒 3 3 7 - 8 5 8 6	見沼区堀崎町 1 2 - 3 6	TEL. 6 8 1 - 6 0 7 3
中央区役所	〒 3 3 8 - 8 6 8 6	中央区下落合 5 - 7 - 1 0	TEL. 8 4 0 - 6 0 7 3
桜区役所	〒 3 3 8 - 8 5 8 6	桜区道場 4 - 3 - 1	TEL. 8 5 6 - 6 1 8 3
浦和区役所	〒 3 3 0 - 9 5 8 6	浦和区常盤 6 - 4 - 4	TEL. 8 2 9 - 6 1 6 2
南区役所	〒 3 3 6 - 8 5 8 6	南区別所 7 - 2 0 - 1	TEL. 8 4 4 - 7 1 8 3
緑区役所	〒 3 3 6 - 8 5 8 7	緑区大字中尾 9 7 5 - 1	TEL. 7 1 2 - 1 1 8 3
岩槻区役所	〒 3 3 9 - 8 5 8 5	岩槻区本町 3 - 2 - 5	TEL. 7 9 0 - 0 1 7 4

公示送達対象者

西区

氏名
渡辺 美幸
田中 龍星
米谷 忍

公示送達対象者

北区

氏名
高萩 沙和
KUNWAR SUNIL
富永 一貴

公示送達対象者

大宮区

氏名
XIE ZIQIAN

公示送達対象者

見沼区

氏名
小野寺 光希

公示送達対象者

中央区

氏名
林田 陸
中野 歩惟
JO HONGHYEON
LEE GAEUN
GRUZDOV MARK
CHENTSOVA ANNA
ZHU JIANING

公示送達対象者

桜区

氏名
黒木 拓也

公示送達対象者

浦和区

氏名
RANA MAGAR PRASHANT

公示送達対象者

南区

氏名
JING KELAI
西山 智
DANG THI THU THUY